

<家屋と償却資産の区分表>

家屋（建物）に取り付けられた、電気設備などの建物附属設備については、家屋と償却資産に区分して課税することになっており、主な区分は下記のとおりです。

○：申告必要資産です。 ○：家屋のため申告不要です。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋の所有区分				
			自己所有		借家		
			家屋	償却資産	家屋	償却資産	
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○				
電気設備	受変電設備	設備一式		○			
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		○			
	中央監視設備	設備一式		○			
	電灯照明設備	屋外設備一式			○		
		屋内設備一式		○			
	電力引込設備	引込工事		○			
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備			○		
		上記以外の設備		○			
	電話設備	電話機、交換機等の機器			○		
		上記以外の設備（配管、配線等）		○			
	LAN設備	設備一式		○			
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器			○		
		上記以外の設備（配管、配線等）		○			
	インターホン設備	集合玄関機（エントランスで各世帯と話す機器）等		○			
		上記以外の設備（配管、配線等）		○			
テレビジョン 共同聴視設備	受像機（テレビ）			○			
	上記以外の設備（アンテナ、配管等）		○				
避雷設備	設備一式		○				
火災報知設備	設備一式		○				
ナースコール設備	設備一式		○				
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		○			
		上記以外の設備	○				
	給湯設備	局所式給湯設備（湯沸器等）			○		
		中央式給湯設備（ユニットバス用、床暖房用等）		○			
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備			○		
		上記以外の設備		○			
衛生設備	設備一式（便器、洗面化粧台、浴槽等）		○				
消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル等			○			
	消火栓設備、スプリンクラー設備等		○				
空調設備	空調設備	壁掛型・床置型・ウインド型ルームエアコン、特定の生産又は業務用設備		○			
		上記以外の設備	○				
	換気設備	特定の生産又は業務用設備			○		
上記以外の設備			○				
その他設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア		○			
		エレベーター、エスカレーター等	○		○		
	厨房設備	事業用の設備一式（飲食店・ホテル・百貨店・病院・社員食堂等）			○		
		上記以外の設備		○			
	洗濯設備	洗濯機・脱水機・乾燥機等の機器、事業用の設備一式（クリーニング店・ホテル・病院等）			○		
		上記以外の設備（洗濯流し等）		○			
		冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切（衝立）、機械式駐車場設備（ターンテーブルを含む）、駐輪設備、ごみ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等		○			
		自動ドア設備	○				
外構工事	外構工事	工事一式（門・塀・緑化施設等）		○			

○：賃借人（テナント）の負担で取り付けられた資産は全て償却資産として、賃借人（テナント）が申告してください。

※ 区分が困難な場合は、お問い合わせください。